

ID: 94

担当部署: 福祉課

処分の概要	利用者負担額の還付承認		
例規名 根拠条項	令和元年台風第19号により被災した大河原町介護保険の被保険者に係る利用者負担額の免除に関する規則 第5条第3項ただし書		
例規番号	令和元年規則第15号		
【基準】			
第5条第3項の規定による。 (認定証の交付)			
第5条 町長は、前条の申請書等の内容を審査し、免除の決定をしたときは、申請者に対し介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書及び介護保険利用者負担額減額・免除認定証(以下「認定証」という。)を交付するものとする。			
2 町長は、前条ただし書きの規定により免除の申請を省略したときは、遅滞なく認定証を交付するものとする。			
3 認定証の交付を受けた者が、介護サービス事業所等で介護保険サービスの給付を受けようとするときは、被保険者証に当該認定証を添えて介護サービス事業所等に提示しなければならない。ただし、認定証の交付を受ける前に、介護サービス事業所等に利用者負担額を支払った場合は、介護保険利用者負担額還付申請書(別記様式)により領収証を添えて申請することで、還付を受けることができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日